



憲抄
 籍
 中

73
 3294
 2

平家文庫



門 3
9.29
卷 2

返目錄

一 之書出入の方向

一 中岩松橋の所々鳥石の村の方向

〇

平家文庫



一 欠落者之月 扣之石 中 何 及 此 書 付 年

一 前 糸 廣 口 出 火 外 台 之 文

一 中 古 女 子 之 和 子 之 長 女 之 中 年

一 家 通 之 日 男 女 切 換 之 中 年

一 是 子 之 信 令 誤 方 類 年

一 本 人 之 人 之 未 果 之 信 令 誤 方 年

一 是 母 之 子 之 誤 保 年

一 主 人 之 使 之 之 誤 進 年

一 字 振 年

一 用 水 公 入 之 得 年

一十一 一八 一七 一六 一五 一四

地所出入の事
山林は掃く事
和原化芝新開の事
盗賊を捕ふ途中の事
川番の門に結ぶ事
盗物買及む事
先づ酒合の事
地所を利借人の事
地主の事
餅屋の事

死骸の事
白杖の事
赤袋の事
拾得物の事
口言の事
口言の事
口言の事
口言の事
口言の事
口言の事

切今もあまたあり

望外望外あらぬはははは

私腹はあまもあまもあまもあまも

全の事とあま

汗中本寺社殿よりあま

少事とあま

可事とあま

汗中代不足とあま

法住室に云々

室に住居ありて

法住室に云々

人殺法住室に云々

不備と云々

百姓お転と云々

内分と云々

父手と云々

持子と云々

五十 年也との桶を冠せ全お果一併し文

五十一 朝深し

五十二 将子身持母妻子也此母を新由中云々

五十三 丈夫女と云字道字も痛中四出は高し

五十四 地傾くま之人と新段も系はかやん

五十五 古事子言かとの以集守心

五十六 長對死しものま

五十七 入とく地知く高死方

五十八 西赤来りははま

五十九 公事出入るけ何

六十 年也の昔の自防

六十一 趣りしむら

六十二 親類の主人

六十三 質化出入

六十四 質化出入

六十五 公事出入

六十六 公事人

六十七 公事人

六十八 公事人

六十九 公事人

七十四

行利之直程私所之以此事之有来者

七十三

非徒其自身其来之重

七十二

学化之注之其来何之重

七十一

首徒其目之其来何之重

七十

捨使之心其来何之重

七十九

隨其女之其来何之重 是者之其来方之其来也

七十八

化其心之其来何之重

七十七

之月之其来何之重 是者之其来方之其来也

七十六

之車之其来何之重

七十五

古大外台日其来何之重

八十四

許其之自其来何之重

八十三

新下之其来何之重

八十二

之車之其来何之重

八十一

裁其之其来何之重

八十

之其来何之重

七十九

之其来何之重

七十八

人之其来何之重

七十七

之其来何之重

七十六

之其来何之重

七十五

之其来何之重

開門 過宮 押止 差扣 遠意

信家言多 清行 用出入 本替

九十

一 欠所ある事

九十三 欠所ある事

九十二 法宗寺の事

九十四 寺の事

〇 九十九

一 屋敷内かきある事

九十五 屋敷内かきある事

九十九 〇

一 接子世より入

九十六 接子世より入

九十七 接子の事

〇

一 寺にあり角力長り

九十八 寺にあり角力長り

〇

一 汗神の事

汗神の事

汗神の事

〇

一 接子の事

一 〇

一 芥末漬の事

是者其の事... 芥末漬の事... 是者其の事... 芥末漬の事... 是者其の事... 芥末漬の事... 是者其の事... 芥末漬の事...

七七

是者其の事... 芥末漬の事... 是者其の事... 芥末漬の事...

何れ... 芥末漬の事... 何れ... 芥末漬の事...

芥末漬の事

女人證人共相見諸人

乃乃之... 見人... 檢以... 諸人... 一 是良子親... 檢以... 乃乃之... 見人... 檢以... 諸人... 一 是良子親... 檢以... 乃乃之... 見人... 檢以... 諸人...

春良母美言子主藝録

乃乃之... 見人... 檢以... 諸人... 一 是良子親... 檢以... 乃乃之... 見人... 檢以... 諸人... 一 是良子親... 檢以... 乃乃之... 見人... 檢以... 諸人...

乃乃之... 見人... 檢以... 諸人... 一 是良子親... 檢以... 乃乃之... 見人... 檢以... 諸人... 一 是良子親... 檢以... 乃乃之... 見人... 檢以... 諸人...

今事通之... 村田... 此... 事

主人之使... 友... 事

是... 使... 友... 事... 村... 事

字... 事

其... 事

是... 事... 村... 事

但... 事... 村... 事

一... 事... 村... 事

此道は捕まると云ふ事は遠くはありて近き方へは中絶する
事ありしが記す

一十 用水公令得年

是若用水官將水及水は田知は道は用水に
今村方より守り候事田多別刻に申す候事
申す知事は用水は田多別刻に申す候事
候事は用水は田多別刻に申す候事
候事は用水は田多別刻に申す候事
候事は用水は田多別刻に申す候事
候事は用水は田多別刻に申す候事
候事は用水は田多別刻に申す候事

一十 地所出入吟律心得年

是若天の印年或は大名は地所出入吟律心得年
候事は地所出入吟律心得年

一 一 一

候事は地所出入吟律心得年
候事は地所出入吟律心得年

一 一 一

候事は地所出入吟律心得年
候事は地所出入吟律心得年

一 一 一

果唐麦之根... 正心用持方... 牛

一水後之譜代... 牛

牛

東後... 牛

牛

轉子國... 牛

一... 牛

一... 牛

地... 牛

但... 牛

牛

牛

牛

右... 牛

一... 牛

此書之抄本... 昔人... 此書之抄本... 昔人... 此書之抄本... 昔人...

一十七

川内河内河津抄

是書本井阿部... 河津抄... 是書本井阿部... 河津抄... 是書本井阿部... 河津抄...

河津抄本

一十六

河津抄

是書其序... 河津抄... 是書其序... 河津抄... 是書其序... 河津抄...

一十七

先納令

是書其序... 先納令... 是書其序... 先納令... 是書其序... 先納令...

河津抄

以行世於所處之切令其在所居之地之令其在所居之地
地所居之切令其在所居之地之令其在所居之地
門地所居之切令其在所居之地之令其在所居之地
以行世於所處之切令其在所居之地之令其在所居之地
格別世所之令其在所居之地之令其在所居之地
令其在所居之地之令其在所居之地之令其在所居之地
下地之切令其在所居之地之令其在所居之地

生書

生書
一 亦書而為所居之切令其在所居之地之令其在所居之地
亦書而為所居之切令其在所居之地之令其在所居之地
亦書而為所居之切令其在所居之地之令其在所居之地
亦書而為所居之切令其在所居之地之令其在所居之地
亦書而為所居之切令其在所居之地之令其在所居之地

十六

一 亦書而為所居之切令其在所居之地之令其在所居之地
亦書而為所居之切令其在所居之地之令其在所居之地
亦書而為所居之切令其在所居之地之令其在所居之地
亦書而為所居之切令其在所居之地之令其在所居之地
亦書而為所居之切令其在所居之地之令其在所居之地

三月

十葉

以代

一 亦書而為所居之切令其在所居之地之令其在所居之地

亦書而為所居之切令其在所居之地之令其在所居之地
亦書而為所居之切令其在所居之地之令其在所居之地
亦書而為所居之切令其在所居之地之令其在所居之地
亦書而為所居之切令其在所居之地之令其在所居之地
亦書而為所居之切令其在所居之地之令其在所居之地

五

外田隆並及中田隆石若合山石若方山は附伝其博覧
多識なる也

但此等名を白田隆安子何事子孫伊高なるも隆安史
中名を隆安に記すは隆安の時隆安の代傳なるも隆安
隆安の代傳なるも隆安の代傳なるも隆安の代傳なるも
隆安の代傳なるも隆安の代傳なるも隆安の代傳なるも

七ノ通記なるも隆安の代傳なるも隆安の代傳なるも

一 死 骸引の事

是等文字全書に記すは隆安の代傳なるも隆安の代傳なるも
隆安の代傳なるも隆安の代傳なるも隆安の代傳なるも隆安の代傳なるも
隆安の代傳なるも隆安の代傳なるも隆安の代傳なるも隆安の代傳なるも
隆安の代傳なるも隆安の代傳なるも隆安の代傳なるも隆安の代傳なるも

隆安

一 死 骸引の事

隆安の代傳なるも隆安の代傳なるも隆安の代傳なるも隆安の代傳なるも

隆安の代傳なるも隆安の代傳なるも隆安の代傳なるも隆安の代傳なるも
隆安の代傳なるも隆安の代傳なるも隆安の代傳なるも隆安の代傳なるも
隆安の代傳なるも隆安の代傳なるも隆安の代傳なるも隆安の代傳なるも

隆

隆安の代傳なるも隆安の代傳なるも隆安の代傳なるも隆安の代傳なるも
隆安の代傳なるも隆安の代傳なるも隆安の代傳なるも隆安の代傳なるも
隆安の代傳なるも隆安の代傳なるも隆安の代傳なるも隆安の代傳なるも

一 遠慮を以て之を留るゝと云ふ事、高くは其の事、
之れに同事、其の事、高くは其の事、
之れに同事、其の事、高くは其の事、

但し之を多とすゝると、用を以て之を多とすゝると、
之れに同事、其の事、高くは其の事、

一 丈七 離列系

是を能く之を甚定合疑、其の事、高くは其の事、
中之事、其の事、高くは其の事、
中之事、其の事、高くは其の事、
中之事、其の事、高くは其の事、

一 丈八 近放近排者

是を能く之を甚定合疑、其の事、高くは其の事、
中之事、其の事、高くは其の事、
中之事、其の事、高くは其の事、
中之事、其の事、高くは其の事、

一六九
許状書事

是より所定所より遊致を以て付申事其に御事也下事
右儀を以て士に付申事大小並に遊致申付申事其に御事也
其儀申事より不致遊致より由并遊致申事其に御事也
前より遊致申事其に御事也遊致申事其に御事也
引より遊致申事其に御事也遊致申事其に御事也
但可事の所より遊致申事其に御事也遊致申事其に御事也
其に御事也遊致申事其に御事也遊致申事其に御事也
其に御事也遊致申事其に御事也遊致申事其に御事也
其に御事也遊致申事其に御事也遊致申事其に御事也

是より所定所より遊致を以て付申事其に御事也下事
右儀を以て士に付申事大小並に遊致申付申事其に御事也
其儀申事より不致遊致より由并遊致申事其に御事也
前より遊致申事其に御事也遊致申事其に御事也
引より遊致申事其に御事也遊致申事其に御事也
但可事の所より遊致申事其に御事也遊致申事其に御事也
其に御事也遊致申事其に御事也遊致申事其に御事也
其に御事也遊致申事其に御事也遊致申事其に御事也
其に御事也遊致申事其に御事也遊致申事其に御事也

一七〇
釋文御事

是より所定所より遊致を以て付申事其に御事也下事
右儀を以て士に付申事大小並に遊致申付申事其に御事也
其儀申事より不致遊致より由并遊致申事其に御事也
前より遊致申事其に御事也遊致申事其に御事也
引より遊致申事其に御事也遊致申事其に御事也
但可事の所より遊致申事其に御事也遊致申事其に御事也
其に御事也遊致申事其に御事也遊致申事其に御事也
其に御事也遊致申事其に御事也遊致申事其に御事也
其に御事也遊致申事其に御事也遊致申事其に御事也

一七二
切合

是より所定所より遊致を以て付申事其に御事也下事
右儀を以て士に付申事大小並に遊致申付申事其に御事也
其儀申事より不致遊致より由并遊致申事其に御事也
前より遊致申事其に御事也遊致申事其に御事也
引より遊致申事其に御事也遊致申事其に御事也
但可事の所より遊致申事其に御事也遊致申事其に御事也
其に御事也遊致申事其に御事也遊致申事其に御事也
其に御事也遊致申事其に御事也遊致申事其に御事也
其に御事也遊致申事其に御事也遊致申事其に御事也

其の後にに... 村
... 村
... 村
... 村

一 二二 盗り買ひの事

是の如く... 村
... 村
... 村

同村 越 口

右の如く... 村
... 村
... 村

同村

越 口

右の如く... 村
... 村
... 村

一 二二 私領と苗字

先... 村
... 村
... 村

傳言以信付村方之信條にて申す事

一 辛酉 行末寺社領之方之申す事

是、行末寺社領之方之申す事、其宗院に於て有、後内之堂、宗院子
に於て其宗院に於て其宗院に於て其宗院に於て其宗院に於て其宗院に於て
行末寺社領之方之申す事、其宗院に於て其宗院に於て其宗院に於て其宗院に於て
行末寺社領之方之申す事、其宗院に於て其宗院に於て其宗院に於て其宗院に於て

一 壬子 行末寺社領之方之申す事

是、行末寺社領之方之申す事、其宗院に於て其宗院に於て其宗院に於て其宗院に於て
行末寺社領之方之申す事、其宗院に於て其宗院に於て其宗院に於て其宗院に於て
行末寺社領之方之申す事、其宗院に於て其宗院に於て其宗院に於て其宗院に於て

一 丙辰 行末寺社領之方之申す事

是、行末寺社領之方之申す事、其宗院に於て其宗院に於て其宗院に於て其宗院に於て
行末寺社領之方之申す事、其宗院に於て其宗院に於て其宗院に於て其宗院に於て
行末寺社領之方之申す事、其宗院に於て其宗院に於て其宗院に於て其宗院に於て

一 辛酉 行末寺社領之方之申す事

是、行末寺社領之方之申す事、其宗院に於て其宗院に於て其宗院に於て其宗院に於て
行末寺社領之方之申す事、其宗院に於て其宗院に於て其宗院に於て其宗院に於て
行末寺社領之方之申す事、其宗院に於て其宗院に於て其宗院に於て其宗院に於て

今後復事付何所新... 此其... 由控...

二月廿四日

一 高州... 権現様

権現様 行年... 行年... 行年...

右... 地... 乃... 少... 了... 之...

元平法...

二千八

一 高州... 権現様

一 高州... 権現様... 此... 中... 政... 政... 政... 政...

一 高州... 権現様... 此... 政... 政... 政... 政...

所を道所中人改定せらるる事

書物中人書事者に就中頼子中付り候事禪多少以て之
水人改定せらるる事

一 禪多中人より後を名に付候事お向り候事此より大御
西軍少少年より候事此より大御
字より候事此より大御

禪多中人より此中より後を名に付候事此より大御
其所より改定せらるる事

一 西軍中人より後を名に付候事此より大御
其所より改定せらるる事

書物改定地以事者此より大御
其所より改定せらるる事

一 書物改定地以事者此より大御
其所より改定せらるる事

一 書物改定地以事者此より大御
其所より改定せらるる事

一 書物改定地以事者此より大御
其所より改定せらるる事

一 書物改定地以事者此より大御
其所より改定せらるる事

但今之事事より候事此より大御
其所より改定せらるる事

不善或言彼之沙人者云云若由中則成及生本據之徳上
 妙人此も右位信長村沙人自能也云々其方何れも
 一前案に依りて道禪多し人下も送る者に可成るる
 所也其方の中世に於ては云々其方何れも
 云々其方何れも

一前案に依りて道禪多し人下も送る者に可成るる
 所也其方の中世に於ては云々其方何れも
 云々其方何れも

三十九
 室船能得如以年々

室船能得如以年々

録

常事大板包紙方是白面所也... 乃能多分... 以成者... 亦以... 佛子... 乃能多分... 以成者... 亦以... 佛子...

ハ初仕... 乃能多分... 以成者... 亦以... 佛子...

一四十一 河仕置字方見之奉

果老... 中... 乃能多分... 以成者... 亦以... 佛子...

乃能多分... 以成者... 亦以... 佛子... 乃能多分... 以成者... 亦以... 佛子...

一四十二 常事大板包紙方是白面所也

乃能多分... 以成者... 亦以... 佛子... 乃能多分... 以成者... 亦以... 佛子...

一四十三 常事大板包紙方是白面所也

乃能多分... 以成者... 亦以... 佛子...

不儀中裁のりとは切害のりとは中居申すは

是者申すは女は之れを夫に就て執事者にして申すは女は
は権を中下りて其の事は仕立を人別方して其の事
申す中下り申す申すの切害は申すは申すは申すは
中下り申すは申すは申すは申すは申すは申すは申すは
申すは申すは申すは申すは申すは申すは申すは申すは
申すは申すは申すは申すは申すは申すは申すは申すは

申すは申すは申すは

其方は行山申すは申すは申すは申すは申すは申すは申すは
申すは申すは申すは申すは申すは申すは申すは申すは
申すは申すは申すは申すは申すは申すは申すは申すは
申すは申すは申すは申すは申すは申すは申すは申すは
申すは申すは申すは申すは申すは申すは申すは申すは
申すは申すは申すは申すは申すは申すは申すは申すは

相礼申すは申すは申すは申すは申すは申すは申すは

一 之程申すは申すは申すは申すは申すは申すは申すは
申すは申すは申すは申すは申すは申すは申すは申すは
申すは申すは申すは申すは申すは申すは申すは申すは

一 申すは申すは申すは申すは申すは申すは申すは申すは
申すは申すは申すは申すは申すは申すは申すは申すは

一 百姓申すは申すは申すは申すは申すは申すは申すは

是者申すは申すは申すは申すは申すは申すは申すは申すは
申すは申すは申すは申すは申すは申すは申すは申すは
申すは申すは申すは申すは申すは申すは申すは申すは
申すは申すは申すは申すは申すは申すは申すは申すは
申すは申すは申すは申すは申すは申すは申すは申すは
申すは申すは申すは申すは申すは申すは申すは申すは

主人の例

年子

宝暦八年三月廿五日... 主人の例... 宝暦八年三月廿五日... 主人の例... 宝暦八年三月廿五日... 主人の例...

親の例

宝暦十二年... 親の例... 宝暦十二年... 親の例... 宝暦十二年... 親の例...

四十九

捨子の例

宝暦十二年... 捨子の例... 宝暦十二年... 捨子の例... 宝暦十二年... 捨子の例...

之門付七高相如の字を過くと致あるは心して由
客を過るとは皆し付あ射るも切らるるは心して
りゆえ何是と村押をさるるは何と例も方成
たもそとて之を以てあてられはるるは心して

一五十一 年むもこの痛を冠をとおるの件と云

是の尤後の中可捕は分新ゆ方と年むも方成
りしもの上徳も多し捕と冠をとおるの件と云
門の力も多し捕と冠をとおるの件と云
其のゆえに死にた中捕と冠をとおるの件と云
は向方から死年むもこの痛を冠をとおるの件と云

補理

中今中門と記補て中多しと痛を冠をとおるの件と云
結りゆえに死年むもこの痛を冠をとおるの件と云
中今中門と記補て中多しと痛を冠をとおるの件と云
結りゆえに死年むもこの痛を冠をとおるの件と云

一五十二 斬罪之書

是書成社願ふ斬罪 け同見の心と云
は中今中門と記補て中多しと痛を冠をとおるの件と云
結りゆえに死年むもこの痛を冠をとおるの件と云

信は例抄をえ 信は例抄をえ 信は例抄をえ
大と通るは死年むもこの痛を冠をとおるの件と云

信は例抄をえ

245

与所て内之可きは此の如くは法同村所より
亦力持得るる事

折果は法を至る或家ありて何所人道と云ふは
あかしの如く是れ也 仰向之以下は是れ人
法は是れ也 仰向之以下は是れ人
子以て承るる也 仰向之以下は是れ人
是れも至る所也 仰向之以下は是れ人
所人との如く是れ也 仰向之以下は是れ人

一五十二

将不持之有妻也也此持也也此可也也此中

是也也此中は此の如くは法同村所より
是れも至る所也 仰向之以下は是れ人

惟不仕也也此中は此の如くは法同村所より
将不持之有妻也也此持也也此可也也此中
是れも至る所也 仰向之以下は是れ人

是れも至る所也 仰向之以下は是れ人
是れも至る所也 仰向之以下は是れ人

一五十二

是を去後少多新所之官より其の事ありと
彼を去る也其の上を更にも有るなり其の中
に何れ也一樹門に向ふ公家なり其の事
実を述べて更にも有るなり一樹門に
女は信を為し男は死罪をなす事あり
定めて史を教り女を引出さずと雖も但し
抄録なり又その事あり一樹門に
仲より入らるる疾を引出して其の事あり
お島にて信を為す事あり

一五十四

他國を奉り人より其の事あり
其の事あり

是の事あり其の事あり其の事あり
人より其の事あり其の事あり
中より其の事あり其の事あり
其の事あり其の事あり其の事あり
其の事あり其の事あり其の事あり

其の事あり其の事あり其の事あり
其の事あり其の事あり其の事あり
其の事あり其の事あり其の事あり
其の事あり其の事あり其の事あり
其の事あり其の事あり其の事あり

石控極善書の... 種人... 故... 石...
 之... 種... 一... 種... 種...
 領... 外... 中... 付... 領... 種... 種...
 早... 領... 種... 種... 種... 種...
 種... 種... 種... 種... 種... 種...

但奉... 人... 種... 種... 種... 種... 種...

一 五十二

是... 足... 是... 是... 是... 是... 是...

之... 種... 種... 種... 種...

一 種... 種... 種... 種... 種... 種...

一 種... 種... 種... 種... 種... 種...

中善此等好亦少故方入利者多其止之亦同之
手段可致未付此等之存以有年一何者所
方多し之少中善し之少

但再利之利之少と之少と下取部出付くと之少
中善の少し中善の少し

書勿同し道ありの少利者多しと之少と
善中中善の少しと之少と其少と之少と
中善の少し人何れも少利者多しと之少と
彼方少しと之少と其少と之少と其少と之少と
少しと之少と其少と之少と

但書勿同し道ありの少利者多しと之少と
之少と之少と其少と之少と其少と之少と
少しと之少と其少と之少と其少と之少と

五十一
一 相對死の原由

是去衣後ら相對死の原由は人死後には其高
其高の少しは少しと之少と其少と之少と
少しと之少と其少と之少と其少と之少と
少しと之少と其少と之少と其少と之少と

- 一 男女の一方が有るなり、 下の人
- 一 一方が有るなり、 此の人

但相對死の原由は人死後には其高
其高の少しは少しと之少と其少と之少と
少しと之少と其少と之少と其少と之少と
少しと之少と其少と之少と其少と之少と

一 相成りしは道にありき事

是も陽氣の初には是れより何れも成る事ありて
是れも陰氣の初には是れより何れも成る事ありて
少少の相成りしは道にありき事

一 主教

二 四時法授

張

一 主人のありし

日

一 古主とのありし

日

一 相對地とのありし

二 古時

一 女相のありし

日

但し此の相成りしは道にありき事

一 華屋大石の事

是れも陽氣の初には是れより何れも成る事ありて
是れも陰氣の初には是れより何れも成る事ありて
少少の相成りしは道にありき事

一 新成りしは道にありき事

是れも陽氣の初には是れより何れも成る事ありて
是れも陰氣の初には是れより何れも成る事ありて
少少の相成りしは道にありき事

是れも陽氣の初には是れより何れも成る事ありて
是れも陰氣の初には是れより何れも成る事ありて
少少の相成りしは道にありき事

是れも陽氣の初には是れより何れも成る事ありて
是れも陰氣の初には是れより何れも成る事ありて
少少の相成りしは道にありき事

是れも陽氣の初には是れより何れも成る事ありて
是れも陰氣の初には是れより何れも成る事ありて
少少の相成りしは道にありき事

是れも陽氣の初には是れより何れも成る事ありて
是れも陰氣の初には是れより何れも成る事ありて
少少の相成りしは道にありき事

是れも陽氣の初には是れより何れも成る事ありて
是れも陰氣の初には是れより何れも成る事ありて
少少の相成りしは道にありき事

一 素社殿前此は成るる方程に成りては、
 之れは、
 之れは、

其方は成るる方程に成りては、

一 和代成る他は代成る事、
 本々との方程に成りては、
 之れは、
 之れは、

但し、
 之れは、
 之れは、

以後

他と成る事、
 之れは、
 之れは、
 之れは、

一 今更中、
 之れは、
 之れは、

但し、
 之れは、
 之れは、

一

此中... 此中... 此中...

但此老年... 但此老年... 但此老年...

一 借令... 借令... 借令...

此中... 此中... 此中...

他... 他... 他... 他... 他...

一 此... 此... 此...

但... 但... 但... 但... 但...

此... 此... 此... 此... 此...

但... 但... 但... 但... 但...

此... 此... 此... 此... 此...

中辰甚後以成其願之地也...
但同治庚午年... 我信也者...
~~~~~

一 此年... 拒又老名... 相... 地...  
~~~~~

一 此年... 拒又老名... 相... 地...
~~~~~

一 此年... 拒又老名... 相... 地...  
~~~~~

一 此年... 拒又老名... 相... 地...
~~~~~

一 此年... 拒又老名... 相... 地...  
~~~~~

一 此年... 拒又老名... 相... 地...
~~~~~

甲子建寅年正月... 此書... 録下... 此書...

此書... 録下... 此書... 録下... 此書... 録下...

一行倒相... 録下... 此書... 録下... 此書... 録下...

一... 此書... 録下... 此書... 録下... 此書... 録下...

此書... 録下... 此書... 録下... 此書... 録下...

此書... 録下... 此書... 録下...



一 俗人難其可... 其世間... 其間... 其間...  
俗人難其可... 其世間... 其間... 其間...  
俗人難其可... 其世間... 其間... 其間...  
俗人難其可... 其世間... 其間... 其間...

右右在國... 其間... 其間... 其間...

右右在國... 其間... 其間... 其間...  
右右在國... 其間... 其間... 其間...  
右右在國... 其間... 其間... 其間...

右右在國... 其間... 其間... 其間...  
右右在國... 其間... 其間... 其間...  
右右在國... 其間... 其間... 其間...

一 <sup>二十</sup> 伊定法荷物者自同其改所成其也也

一 之

以不好之... 用... 年

一 将居

之

以不好之... 但... 恒... 其... 拂... 年

一 长牌 <sup>モナ</sup> 去牌

之

伊人... 其... 拂... 年

一 结名

之

一 人

之

贯目改所

東海... 目志... 年

六十一

一 惣領地は信守の所なり一 惣領の所は信守の所なり

行儀は信守の所なり 祖父の所 関門 祖父の所

返奉 右の所 左の所 信守の所

右の所 惣領の所 信守の所 信守の所 信守の所 信守の所

六十二

一 親類之人 信守の所 信守の所

信守の所 信守の所 信守の所 信守の所 信守の所 信守の所 信守の所 信守の所 信守の所 信守の所

六十三

一 信守地は信守の所なり

一 信守地は信守の所なり 信守地は信守の所なり 信守地は信守の所なり 信守地は信守の所なり

新

右の所 信守の所 信守の所 信守の所 信守の所 信守の所 信守の所 信守の所 信守の所 信守の所

一 中領地は信守の所なり 信守地は信守の所なり 信守地は信守の所なり 信守地は信守の所なり



右者信地之信令... 地而之地... 令之信令... 令之信令...

一 申秋納... 信地之中...

右者信地... 地之信... 地之信... 地之信...

一 信地... 申秋納...

右者信地... 地之信... 地之信...

右者信地... 地之信... 地之信...

右者信地... 地之信... 地之信...

江上

一 信地... 申秋納... 地之信...

以年

本年申酉の借地より成る申酉の借地申酉の  
清國政府より借地申酉の借地申酉の借地申酉の  
借地申酉の借地申酉の借地申酉の借地申酉の

借地申酉の借地申酉の借地申酉の借地申酉の

一 吉野河之申酉の借地申酉の借地申酉の借地申酉の  
申酉の借地申酉の借地申酉の借地申酉の借地申酉の

借地申酉の借地申酉の借地申酉の借地申酉の

本年申酉の借地申酉の借地申酉の借地申酉の借地申酉の

借地申酉の借地申酉の借地申酉の借地申酉の

借地申酉の借地申酉の借地申酉の借地申酉の

借地申酉の借地申酉の借地申酉の借地申酉の

一

貨地年季の明に年を清成に許すは其の  
不中候とてあるは春一丁通に貨地を  
しと細入に年季の明に年を清成に許すは其の  
と控目候に又は加判と封込入事とおも  
お向の明に年を清成に許すは其の

行年季

二年半の明に年を清成に許すは其の  
流地中候とてあるは春一丁通に貨地を  
別地所とてあるは春一丁通に貨地を  
と此の明に年を清成に許すは其の  
中候  
大に不中候に年を清成に許すは其の  
と此の明に年を清成に許すは其の

右之級めは行取知候事とて向の明に

一 貨地明切候事

功知事

私成候事不建申候事  
候事とてあるは春一丁通に貨地を  
と此の明に年を清成に許すは其の

一 右に候事  
候事とてあるは春一丁通に貨地を  
と此の明に年を清成に許すは其の  
候事とてあるは春一丁通に貨地を  
と此の明に年を清成に許すは其の  
候事とてあるは春一丁通に貨地を  
と此の明に年を清成に許すは其の

就清より上知法あり、切明より下知徳を経て親法  
より上知法より下知徳を経て親法より上知法あり  
木より下知徳より上知法あり、右より下知徳より上知法あり  
元徳より上知徳より下知法あり、下知法より上知法あり  
知文親法より下知徳より上知法あり、下知法より上知法あり  
知文親法より下知徳より上知法あり、下知法より上知法あり  
下知法より上知法あり、下知法より上知法あり、下知法より上知法あり  
下知法より上知法あり、下知法より上知法あり、下知法より上知法あり  
下知法より上知法あり、下知法より上知法あり、下知法より上知法あり  
下知法より上知法あり、下知法より上知法あり、下知法より上知法あり  
下知法より上知法あり、下知法より上知法あり、下知法より上知法あり

は所等

書而後なるなり、而して切明より地又之を切明より上知法あり  
切明より上知法あり、切明より上知法あり、切明より上知法あり  
切明より上知法あり、切明より上知法あり、切明より上知法あり  
切明より上知法あり、切明より上知法あり、切明より上知法あり  
切明より上知法あり、切明より上知法あり、切明より上知法あり

右より下知徳より上知法あり、下知法より上知法あり、下知法より上知法あり  
下知法より上知法あり、下知法より上知法あり、下知法より上知法あり  
下知法より上知法あり、下知法より上知法あり、下知法より上知法あり  
下知法より上知法あり、下知法より上知法あり、下知法より上知法あり  
下知法より上知法あり、下知法より上知法あり、下知法より上知法あり  
下知法より上知法あり、下知法より上知法あり、下知法より上知法あり  
下知法より上知法あり、下知法より上知法あり、下知法より上知法あり  
下知法より上知法あり、下知法より上知法あり、下知法より上知法あり

但右の記法は下知法より上知法あり、下知法より上知法あり、下知法より上知法あり  
下知法より上知法あり、下知法より上知法あり、下知法より上知法あり  
下知法より上知法あり、下知法より上知法あり、下知法より上知法あり  
下知法より上知法あり、下知法より上知法あり、下知法より上知法あり

江戸年

書如切以去の山事は紀代に成る諸事は依此代  
入らぬ此代に之部之む此代は又折代也有り  
ふも此代に之事ありは折代に依り折代に  
中

但名を其世もリを此世と云物

在る事知り建はるは此世と云

此世と云事有り 折代と云事

一 <sup>二</sup> <sup>七</sup> 年 人 形 年 見 之 年

是を通用し海行を返る事此世に成る事  
人教に成る事此世に成る事

是の世に成る事此世に成る事  
此世に成る事此世に成る事  
此世に成る事此世に成る事  
此世に成る事此世に成る事

一 <sup>二</sup> <sup>七</sup> 年 人 形 年 見 之 年

是の世に成る事此世に成る事  
此世に成る事此世に成る事  
此世に成る事此世に成る事  
此世に成る事此世に成る事

一 右記後見... 宿願... 此の通り...  
... 宿願... 此の通り...  
... 宿願... 此の通り...

但此後... 宿願... 此の通り...  
... 宿願... 此の通り...  
... 宿願... 此の通り...

三十七 合食者女之事

三十七年... 宿願... 此の通り...

甲申年... 宿願... 此の通り...

宿願... 此の通り... 宿願... 此の通り...  
... 宿願... 此の通り... 宿願... 此の通り...  
... 宿願... 此の通り... 宿願... 此の通り...



新成居之保八之津台修理代より古より古の事  
以て成りて少年の幼少の頃より古の事  
ありて古の事より古の事より古の事  
新成居之保八之津台修理代より古より古の事  
以て成りて少年の幼少の頃より古の事  
ありて古の事より古の事より古の事

一七九

是より新成居之保八之津台修理代より古より古の事  
以て成りて少年の幼少の頃より古の事  
ありて古の事より古の事より古の事

一八〇

是より新成居之保八之津台修理代より古より古の事  
以て成りて少年の幼少の頃より古の事  
ありて古の事より古の事より古の事

一七十七

一七十七

是より新成居之保八之津台修理代より古より古の事  
以て成りて少年の幼少の頃より古の事  
ありて古の事より古の事より古の事



相言多入百連多入所記を新修村の人らも抄りて  
之終り多に述りて守右女を有りて以て改修後村に  
及乃を記し多に述りて守右女を有りて以て改修後村に  
川に記し多に述りて守右女を有りて以て改修後村に  
山に記し多に述りて守右女を有りて以て改修後村に  
いとよ守右女を有りて守右女を有りて以て改修後村に  
下と記し多に述りて守右女を有りて以て改修後村に  
若向記し多に述りて守右女を有りて以て改修後村に

いふ事  
書多行りて守右女を有りて以て改修後村に  
之終り多に述りて守右女を有りて以て改修後村に

一七十一 神是亦自才花亦花事也

是也田井ニテ守右女を有りて以て改修後村に  
守右女を有りて守右女を有りて以て改修後村に  
内何れにたし通

自才花亦花事也守右女を有りて以て改修後村に  
守右女を有りて守右女を有りて以て改修後村に  
其終り多に述りて守右女を有りて以て改修後村に  
子守り多に述りて守右女を有りて以て改修後村に  
守右女を有りて守右女を有りて以て改修後村に

守右女を有りて守右女を有りて以て改修後村に  
守右女を有りて守右女を有りて以て改修後村に

守右女を有りて守右女を有りて以て改修後村に  
守右女を有りて守右女を有りて以て改修後村に

限

一 内記代と兼治お終へんことを自々示すは道  
 りにありしやうにわお終へんことを示すは  
 兼治式権りり守備書にありしやうにわお終へん  
 一 兼治と氏二句にありしやうにわお終へんことを  
 余宗とありしやうにわお終へんことを示すは  
 但成志一代限とありしやうにわお終へんことを  
 代し終へんことを示すは兼治とありしやうにわお終へん

一七十一  
貨地諸

一 中世より今迄の貨地は、  
 代し終へんことを示すは兼治とありしやうにわお終へん

別

一 名を以てして遠くは、  
 一 名を以てして遠くは、  
 一 名を以てして遠くは、  
 一 名を以てして遠くは、

一 名を以てして遠くは、  
 一 名を以てして遠くは、

一 名を以てして遠くは、  
 一 名を以てして遠くは、  
 一 名を以てして遠くは、  
 一 名を以てして遠くは、

七十三

首位又ふくは方

一 首位死らば同日し内申をせしむる事と首位に  
 りて服せしむる事と云ふこと 衣は下々違ふ事あり  
 一夜を待たば右付の事より果てなく海付の事と云ふ  
 事ありやと申す事あり

一 首位死らば一日中申せしむる事と首位に死後  
 事ありと申す事あり

一 首位あることを知りし人なりと云ふ事と首位に  
 死後あることを知りし人なりと云ふ事と首位に  
 死後あることを知りし人なりと云ふ事と首位に  
 死後あることを知りし人なりと云ふ事と首位に  
 死後あることを知りし人なりと云ふ事と首位に

七十四

控御の得る事

一 罪人字屋より多く相移る事と云ふ事と首位に  
 死後あることを知りし人なりと云ふ事と首位に  
 死後あることを知りし人なりと云ふ事と首位に  
 死後あることを知りし人なりと云ふ事と首位に  
 死後あることを知りし人なりと云ふ事と首位に

一 控御の事と云ふ事と首位に  
 死後あることを知りし人なりと云ふ事と首位に  
 死後あることを知りし人なりと云ふ事と首位に  
 死後あることを知りし人なりと云ふ事と首位に  
 死後あることを知りし人なりと云ふ事と首位に

一 前々より中絶の儀に漢字のせよと云ふ事ありし  
之を如く將之を胎を止めし事法に年々と記すは是  
似る事なきをて近近と改す  
一 親類有科人をして親類何れに年々科書讀む  
也と記親類多くとす  
一 今之自かたは如報の目より方々口口キ降中  
是八年を以て文と云ふこと人辭に年々科  
要をも自ら抄録して信也年々科書に  
一 以信を以て年々の代を以て信也中絶の儀  
少く省けて年々科とす

一七十五

隠費女之儀

十麻之妻年々科書に記す

七十六

此子記年々科書に記す

此子行方々他代名多所不記行可何人可家  
社人其は代名多所不記行可何人可家  
名其は代名多所不記行可何人可家  
り不其我を以て年々の代を以て信也  
以年々の代を以て信也

万平

万平

此子行方々他代名多所不記行可何人可家

町人出立社人 寺に其の如くあり白は成る極長  
城方の山も其の如くあり其の如くあり其の如くあり  
寺に其の如くあり其の如くあり其の如くあり其の如くあり

辛八月

七十七

六月の末に所出の寺に其の如くあり其の如くあり

十原三平の寺に其の如くあり其の如くあり

寺に其の如くあり其の如くあり其の如くあり其の如くあり

七十八

初日の寺に其の如くあり其の如くあり其の如くあり

一 初日社に其の如くあり其の如くあり其の如くあり其の如くあり  
其の如くあり其の如くあり其の如くあり其の如くあり其の如くあり  
其の如くあり其の如くあり其の如くあり其の如くあり其の如くあり

一 寺社に其の如くあり其の如くあり其の如くあり其の如くあり  
其の如くあり其の如くあり其の如くあり其の如くあり其の如くあり

寺に其の如くあり其の如くあり其の如くあり其の如くあり

一 初日社に其の如くあり其の如くあり其の如くあり其の如くあり  
其の如くあり其の如くあり其の如くあり其の如くあり其の如くあり  
其の如くあり其の如くあり其の如くあり其の如くあり其の如くあり  
其の如くあり其の如くあり其の如くあり其の如くあり其の如くあり  
其の如くあり其の如くあり其の如くあり其の如くあり其の如くあり

方々より、紅白の文書が来りて、口付の事、是れ其の  
品々を揚句の事なると云ふ

一 守門の事、是れ友及列に揚句の事、其の中、沙汰あり

一 評物等、是れ所々々々、此に、信成の事、其の中、沙汰あり  
ホ多段と云ふ事、其の中、沙汰あり

一 三ヶ年、其の中、沙汰あり、其の中、沙汰あり、其の中、沙汰あり  
其の中、沙汰あり、其の中、沙汰あり、其の中、沙汰あり

下之礼  
少少所々々々、其の中、沙汰あり、其の中、沙汰あり、其の中、沙汰あり

抄々々々々々

以て、其の中、沙汰あり、其の中、沙汰あり、其の中、沙汰あり  
其の中、沙汰あり、其の中、沙汰あり、其の中、沙汰あり、其の中、沙汰あり

社々々々、其の中、沙汰あり、其の中、沙汰あり、其の中、沙汰あり  
其の中、沙汰あり、其の中、沙汰あり、其の中、沙汰あり、其の中、沙汰あり

一 守門の事、是れ友及列に揚句の事、其の中、沙汰あり  
其の中、沙汰あり、其の中、沙汰あり、其の中、沙汰あり、其の中、沙汰あり

一 守門の事、是れ友及列に揚句の事、其の中、沙汰あり  
其の中、沙汰あり、其の中、沙汰あり、其の中、沙汰あり、其の中、沙汰あり

一 守門の事、是れ友及列に揚句の事、其の中、沙汰あり  
其の中、沙汰あり、其の中、沙汰あり、其の中、沙汰あり、其の中、沙汰あり

一 守門の事、是れ友及列に揚句の事、其の中、沙汰あり  
其の中、沙汰あり、其の中、沙汰あり、其の中、沙汰あり、其の中、沙汰あり

一 海城より高野山に至るまで他國成り得るは此の地  
海城より仕家野原に山あり陸の地味はよからず  
但此の山は所新陸の信務志に新方へ神あり  
中野の山あり高野山あり山あり高野山あり  
其の山あり中野の山あり

一 今高野山に推し去る由り中野の山あり高野山あり  
他は山あり高野山あり高野山あり高野山あり  
信務志あり

一 他は山あり高野山あり高野山あり高野山あり  
高野山あり高野山あり高野山あり高野山あり  
但此の山あり高野山あり高野山あり高野山あり

一 高野山あり高野山あり高野山あり高野山あり  
高野山あり高野山あり高野山あり高野山あり  
高野山あり高野山あり高野山あり高野山あり  
高野山あり高野山あり高野山あり高野山あり

一 高野山あり高野山あり高野山あり高野山あり  
高野山あり高野山あり高野山あり高野山あり  
高野山あり高野山あり高野山あり高野山あり

但高野山あり高野山あり高野山あり高野山あり  
高野山あり高野山あり高野山あり高野山あり

一 人教あり高野山あり高野山あり高野山あり  
高野山あり高野山あり高野山あり高野山あり

痛多おのるをくち

以沙  
書勿回しとて

一行剛相果りよありてさかむ村の地ありて  
年餘一人お若者行きて扱ふは物は使途  
建んはも多し中事能くえりて  
其に在りて其れをり扱ふは物  
後世にありては向ひては事ありて  
少くは治ありては向ひては事ありて  
伊勢のりては向ひては事ありて

右

右の事ありては向ひては事ありて  
後世にありては向ひては事ありて  
伊勢のりては向ひては事ありて

以沙  
右の事ありては向ひては事ありて

上中  
しとて  
少くは治ありては向ひては事ありて  
伊勢のりては向ひては事ありて

以沙  
右の事ありては向ひては事ありて  
後世にありては向ひては事ありて  
伊勢のりては向ひては事ありて





研杖と目女と唱合と云々

一 東書重書列の事と神杖と唱書と書利  
お附ら候と目女と唱合と云々

願下ヶ附合と云々

一 願下ヶ附合と云々  
お附ら候と目女と唱合と云々  
願下ヶ附合と云々  
お附ら候と目女と唱合と云々  
願下ヶ附合と云々  
お附ら候と目女と唱合と云々

一 願下ヶ附合と云々  
お附ら候と目女と唱合と云々  
願下ヶ附合と云々  
お附ら候と目女と唱合と云々

一 願下ヶ附合と云々  
お附ら候と目女と唱合と云々  
願下ヶ附合と云々  
お附ら候と目女と唱合と云々

お附ら候と目女と唱合と云々  
願下ヶ附合と云々  
お附ら候と目女と唱合と云々  
願下ヶ附合と云々

願下ヶ附合と云々  
お附ら候と目女と唱合と云々

一 本年も全海行人の都合は甚だ

一 此等ものへ海行人を以て其毎所より寄附  
或は寄附の以て申すも本年も

右二に海行人の都合を以て其毎所より寄附  
有らばは海行人の都合を以て其毎所より寄附  
はるは海行人の都合を以て其毎所より寄附

八十二

裁許と存名を以て其毎所より寄附

一 是の本年も裁許と存名を以て其毎所より寄附  
はるは海行人の都合を以て其毎所より寄附

はるは海行人の都合を以て其毎所より寄附

裁許と存名

一 給与料を以て其毎所より寄附

一 裁許と存名を以て其毎所より寄附

一 裁許と存名を以て其毎所より寄附

一 裁許と存名を以て其毎所より寄附

一 裁許と存名を以て其毎所より寄附

一 裁許と存名を以て其毎所より寄附

一 用事<sup>要</sup>の事列に各々の名簿に於て其毎所より寄附  
を以て其毎所より寄附を以て其毎所より寄附

用事<sup>要</sup>の事列に各々の名簿に於て其毎所より寄附

法之令用事... 一、  
流之令用事... 一、  
流之令用事... 一、

一 親子の事  
一 親子の事  
一 親子の事

八十四

一 親子の事  
一 親子の事

一 閉門の事

一 閉門の事  
一 閉門の事  
一 閉門の事

一 是者門閉定と好... 一、  
是者門閉定と好... 一、  
是者門閉定と好... 一、  
一 幸社百姓... 一、  
幸社百姓... 一、  
幸社百姓... 一、  
一 日御の事... 一、  
日御の事... 一、  
日御の事... 一、  
一 公御の事... 一、  
公御の事... 一、  
公御の事... 一、

一 通定事の事

一 通定事の事  
一 通定事の事  
一 通定事の事

一 町人右陣運塞し所付至し所之為承寺社志  
中付らぬ所也  
日教志方し之方寸口之方寸口之方寸口  
格別日教方寸口之方寸口之方寸口

一 押込之書

是者運塞し所内之方寸口之方寸口之方寸口  
之方寸口之方寸口之方寸口  
是其他之方寸口之方寸口之方寸口

一 町人右陣之方寸口之方寸口之方寸口  
格別日教方寸口之方寸口之方寸口

一 差左抄之書

是者自不格所至也町人右陣之方寸口之方寸口  
之方寸口之方寸口之方寸口  
是者町人右陣之方寸口之方寸口之方寸口

一 門之方寸口之方寸口之方寸口

一 門之方寸口之方寸口之方寸口

一 遠方之書

**備用**  
是者自不格所至也町人右陣之方寸口之方寸口  
之方寸口之方寸口之方寸口  
是者町人右陣之方寸口之方寸口之方寸口  
是者町人右陣之方寸口之方寸口之方寸口  
是者町人右陣之方寸口之方寸口之方寸口

一 正徳二年壬午六月廿七日  
壬午六月廿七日

八十二

口書留方手

一 東行辨子者比代多居らば  
口書留方手

一 東行辨子者比代多居らば  
口書留方手

右少将之丞八口書留方手

八十六

人かといの事

一 向川と後河前と  
向川と後河前と

八十七

ぬ

一 向川と後河前と  
向川と後河前と

八十八

酒

一 石をくたくとりて中へ入るといふ海人の事なり  
此種多し其類何れとてなり乎と動と云ふ

在る徳が火沙日好か足道と云万年新の土  
同大なる事なりと云ふ

八十九

寺送且那寺

一 他所の地を以て寺に造りて且那寺と云ふ  
其地は寺に只餘りたる所なり其地は  
此寺に造りて且那寺と云ふ  
其地は寺に何れも地を以て寺に造りて  
且那寺と云ふ

一 子信の地を以て寺に造りて且那寺と云ふ  
其地は寺に何れも地を以て寺に造りて  
且那寺と云ふ

一 子信の地を以て寺に造りて且那寺と云ふ  
其地は寺に何れも地を以て寺に造りて  
且那寺と云ふ

一 子信の地を以て寺に造りて且那寺と云ふ  
其地は寺に何れも地を以て寺に造りて  
且那寺と云ふ

但信代との地を以て寺に造りて且那寺と云ふ  
其地は寺に何れも地を以て寺に造りて  
且那寺と云ふ

一

親親係係者の内口西徳文を記し解する事其  
いそいそと申候事其あり内不親之事口如  
徳更りしもの事其指す且神女其しもの事其  
事より若き事なり其指す且神女房之史其指す  
且神女之史其指す且神女房之史其指す  
石之年

附向房字之紀其指す且神女其申候事其  
いそいそと申候事其あり内不親之事口如  
徳更りしもの事其指す且神女其しもの事其  
事より若き事なり其指す且神女房之史其指す  
且神女之史其指す且神女房之史其指す  
石之年

右女若美事子 吾文して中向善書控と且神女其指す  
方し善候字列て致れ其方し善書控と且神女其指す  
お早の候は且神女其指す且神女房之史其指す  
字より其指す且神女其指す且神女房之史其指す  
年より其指す且神女其指す且神女房之史其指す  
お向れ其指す且神女其指す且神女房之史其指す  
其指す且神女其指す且神女房之史其指す  
其指す且神女其指す且神女房之史其指す  
其指す且神女其指す且神女房之史其指す

其指す且神女其指す且神女房之史其指す

川崎平三

九十

久所あり事

以科百程はは多し其指す且神女其指す且神女房之史其指す  
久所あり事其指す且神女其指す且神女房之史其指す



此作不為過也其新殿之宗廟本不於此也  
右新殿之向如前也 公使自是而後也  
右新殿之向如前也 公使自是而後也  
右新殿之向如前也 公使自是而後也

此書向以科古體之書其書中亦頗多  
四知字書之末久解之  
公使自是而後也 其書之此下原上之書  
右新殿之向如前也 公使自是而後也

新殿古體其殿之此以古體之書其書中亦頗多  
右新殿之向如前也 公使自是而後也  
右新殿之向如前也 公使自是而後也  
右新殿之向如前也 公使自是而後也

此書向以科古體之書其書中亦頗多  
右新殿之向如前也 公使自是而後也

九十二  
此書向以科古體之書其書中亦頗多  
右新殿之向如前也 公使自是而後也

此書向以科古體之書其書中亦頗多

此書向以科古體之書其書中亦頗多  
右新殿之向如前也 公使自是而後也  
右新殿之向如前也 公使自是而後也  
右新殿之向如前也 公使自是而後也

長江の源は岷山に在りて岷水と名す岷水は岷山に在りて岷水と名す

一 五岳の志は東岳は中岳は甲山は牛 剛帝は厚は  
目之は牛之出水は金之流と傳ふと高道道中其の  
多は年日之長年之幼まの何川とてとる岷水は  
蜀之道年牛の岷水と

何力方之岷水と名す岷水は岷山に在りて岷水と名す  
岷山は岷水と名す岷水は岷山に在りて岷水と名す  
岷山は岷水と名す岷水は岷山に在りて岷水と名す

一 岷水は岷山に在りて岷水と名す岷水は岷山に在りて岷水と名す  
岷山は岷水と名す岷水は岷山に在りて岷水と名す  
岷山は岷水と名す岷水は岷山に在りて岷水と名す

一 地所に入事新者五年方ははみちを中

一 雲同所所東岳は甲山 陸府有林申政はと  
板橋は了 目之は牛之岷水と名す

一 高き如おて口如くは牛之岷水と名す岷水は岷山に在りて岷水と名す  
岷山は岷水と名す岷水は岷山に在りて岷水と名す  
岷山は岷水と名す岷水は岷山に在りて岷水と名す

一 岷水は岷山に在りて岷水と名す岷水は岷山に在りて岷水と名す  
岷山は岷水と名す岷水は岷山に在りて岷水と名す  
岷山は岷水と名す岷水は岷山に在りて岷水と名す

但此一物古抄の類に之を以て其の法を傳授す人  
新抄に在りて其の法を以て傳授す人  
其の法を以て傳授す人

一 法相三論 俱舍論 成實論 法華嚴

但此法相三論は天台宗の法相三論に依りて傳授す人  
其の法を以て傳授す人

一 法華嚴 俱舍論 成實論 法相三論

法華嚴 俱舍論 成實論 法相三論  
九十二 結山宗系

一 八宗律 俱舍論 成實論 法相三論  
真言 天台 華嚴

一 法須 天台 淨土 古義真言 新義真言  
真言律 餘齋 曲日洞 大徳位  
五山位 黃檗 日蓮 一向 時  
神主 修験

但此寺其人、修験修験の法を以て傳授す人

諸宗解散

上存相南

佛頂院

塔上寺

教在信

慈惠寺院下

室白坊

日方院下

一明坊

大法寺院

東海寺

大德院

日寺

林松院

下信小全

法本

京都慈惠寺院

麟松院

古北

一院

沙人

成之院

大法院

斗舟

市公

寺丹

曹田玉風寺

佛子金地院

國寺

惠之院

近江中原寺

長壽寺

降世院

古寺

多福寺

相生院

京妙心寺院

松原寺

法源寺

慈惠寺院

天台學白中院

宣化寺  
曹州中寺  
白雲寺  
日香寺  
白果寺  
京方梅寺  
瑞雲寺  
法福寺  
池上寺  
二題  
河州寺

山王  
觀音院  
樹下院  
日蓮  
一題  
少川寺  
東山寺  
淨林寺

牛白寺  
白山  
中山  
芝山  
全別院  
同宗女  
萬壽寺

京本國寺  
日香寺  
日香寺  
京州寺  
瑞雲寺  
法福寺  
池上寺  
二題  
河州寺

淨林寺  
東山寺  
淨林寺  
山王  
觀音院  
樹下院  
日蓮  
一題  
少川寺  
東山寺  
淨林寺

南河  
京州寺  
京州寺  
京州寺  
京州寺  
京州寺  
京州寺  
京州寺  
京州寺  
京州寺





公案一五捌大意一筆

一 部高為事... (text continues in cursive) ...

一 此... (text continues in cursive) ...

一 何... (text continues in cursive) ...







一 道中日九、十九、亦如

但此神之名之

本姓方所方之内方

梅原之... 徳田... 折向...

折向... 折向... 折向... 折向... 折向...

九十六

切支舟新族

望舟新族... 玄孫...

但此方...

切支人 男 野 新族

宗女...

切支人 孫...

切支人 女 孫...

切支人 孫...

九十七

神通之記心書

唯神社

陸奥我佛具之南社之中

与部神社

經之とて神意佛具之とて之を用  
列馬也者也

右右天の白名年十有九の白お強ち殿正  
凡之与部之神社中平古方之神社乃古方  
深十年より此れより之とて也之とて也

唯一社及之從与部神社及之與部神社及之  
社信也方之社とて唯之とて也社とて也  
与部神社及之與部神社及之與部神社及之

許

許社之唯之与部之方列古方之文也

此及唯神及之元中平古原之  
社及之與部神社及之與部神社及之  
社及之與部神社及之與部神社及之  
社及之與部神社及之與部神社及之

一 与部神社及之与部神社及之与部神社及之  
与部神社及之与部神社及之与部神社及之  
与部神社及之与部神社及之与部神社及之  
与部神社及之与部神社及之与部神社及之

一 古与部神社及之与部神社及之与部神社及之  
与部神社及之与部神社及之与部神社及之  
与部神社及之与部神社及之与部神社及之  
与部神社及之与部神社及之与部神社及之

御代の御事

石田守正の御事

天保二年三月

石田守正の御事

石田守正の御事

石田守正の御事

石田守正の御事

石田守正の御事

石田守正の御事

石田守正の御事

石田守正の御事

石田守正の御事



一 送るに例  
給ふ身人己人方石門抄者

致

一 事は例に非ず  
事は例に非ず  
事は例に非ず

事は例に非ず  
事は例に非ず  
事は例に非ず

一 石門抄  
石門抄  
石門抄

石門抄  
石門抄  
石門抄

石門抄

石門抄

一 石門抄  
石門抄  
石門抄

石門抄

一 石門抄  
石門抄  
石門抄

石門抄

一 石門抄  
石門抄  
石門抄

石門抄

一 石門抄  
石門抄  
石門抄

石門抄

一 石門抄  
石門抄  
石門抄

石門抄

一 石門抄  
石門抄  
石門抄

石門抄

一 石門抄  
石門抄  
石門抄

石門抄

一 夫有女龍者... 龍者... 龍者...

一 得位極... 得位極... 得位極...

一 得位極... 得位極... 得位極...

女紀... 傳... 傳...

一 寺... 寺... 寺...

一 寺... 寺... 寺...

寺... 寺... 寺...

門... 門... 門...

四女

中... 中... 中...

子... 子... 子...

順... 順... 順...

一 宗人... 宗人... 宗人...

一 宗人... 宗人... 宗人...

一 宗人... 宗人... 宗人...

一 宗人... 宗人... 宗人...

一 宗人... 宗人... 宗人...

一 宗人... 宗人... 宗人...

一 宗人... 宗人... 宗人...

宗人... 宗人... 宗人...

宗人... 宗人... 宗人...

宗人... 宗人... 宗人...

宗人... 宗人... 宗人...



古く教下百中付る事

一 在るに若くは此の形にせしむる事  
死に派

一 金銀の事  
死に派

一 世に於て

一 誘挽

一 一日に百とある者も力に支付法は四とあり  
おかしき事

一 去る

一 江戸に居る者も此の形にせしむる事  
死に派  
一 江戸に居る者も此の形にせしむる事  
死に派  
一 江戸に居る者も此の形にせしむる事  
死に派

一 旅亭の事  
死に派

一 舟の事  
死に派

一 舟の事  
死に派

一 舟の事  
死に派

二

一 舟の事  
死に派

一 屋内外果衣衣之云取扱大板

大板及板之長短を以て内寸法を定むるに宜し

十寸半の内寸法を以て札を扱扱し申す事也

一 門前より内庭迄の長短を以て方深を以て

方深の内寸法を以て札を扱扱し申す事也

切敷の長短を以て幕後又は屏風圍板の

長短の内寸法を以て方深の内寸法を以て

札

方深の内寸法を以て方深の内寸法を以て

方深の内寸法を以て方深の内寸法を以て

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including the characters "一" and "二".

心國員の心も分はれず、  
場を自に作り出す。その方  
も、  
三ノ中、

但し、  
善後、

一、  
多量、

此、  
子、

己、  
中、

一、  
自、  
者、  
中、  
中、  
中、  
中、

中、  
中、

一、  
中、  
中、  
中、  
中、  
中、

下札  
書句通たるは是れ何れか入るべき方なり

一  
同捨子送子方と云ふ事并又書居たれ又札又々  
合事未だ終る事有らば是れ何れか入るべき方なり  
と云ふ事なり

但し果ては送子と云ふ事なり

下札  
書句通たるは是れ何れか入るべき方なり  
又云ふ事なり  
又云ふ事なり  
又云ふ事なり  
又云ふ事なり

一  
同行同相果又者自害人有らば是れ何れか入るべき方なり  
其所より是れ何れか入るべき方なり  
之際も相果る事有らば是れ何れか入るべき方なり  
何れか入るべき方なり

下札  
書句通たるは是れ何れか入るべき方なり  
又云ふ事なり  
又云ふ事なり

一  
同捨子送子方と云ふ事并又書居たれ又札又々  
合事未だ終る事有らば是れ何れか入るべき方なり  
と云ふ事なり

七九  
書中一過かへん

一 檢者有之財を其存より引去る事あるを以て其存に  
少くする事ありと存ありと書かざるは其存に  
其存に少くする事ありと書かざるは其存に

但し箱桶等ありと包封ありと云ふ事あり

七九  
檢者有之財を其存より引去る事あるを以て其存に  
少くする事ありと存ありと書かざるは其存に  
其存に少くする事ありと書かざるは其存に

一 首領者より引去る事あるを以て其存に少くする事あり

七九  
書中一過かへん

一 檢者有之財を其存より引去る事あるを以て其存に  
少くする事ありと存ありと書かざるは其存に  
其存に少くする事ありと書かざるは其存に

七九  
書中一過かへん

一 檢者有之財を其存より引去る事あるを以て其存に  
少くする事ありと存ありと書かざるは其存に  
其存に少くする事ありと書かざるは其存に

牛馬所と云はるは民同其流と申す也其の保攝を怪神  
所方初任の事 所傳の抄の成る事其の事

元元  
書知し道なき

道中と倒者も有故と如教者有と云ふ事其の  
と其の倒は是と所傳の事も同抄と申す事其の事

元元  
但抄の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事

元元  
門の中は其の事其の事其の事其の事其の事其の事  
引りて其の事其の事其の事其の事其の事其の事  
列して其の事其の事其の事其の事其の事其の事

元元  
其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事

但抄の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事  
其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事

元元  
其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事  
其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事

元元  
其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事

元元  
其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事  
其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事



一 流りゆく事のちかきものありては  
又も後接の事と申すに  
いふ所も有りては  
いふ所も有りては  
おのりては  
かゝるに  
りれ

書物に角ありては  
いふ所も有りては  
いふ所も有りては  
いふ所も有りては  
いふ所も有りては  
いふ所も有りては  
いふ所も有りては  
いふ所も有りては

一 唐書内史の事  
子中史の事  
史の事  
史の事  
史の事  
史の事  
史の事  
史の事

一 同根籍の事  
史の事  
史の事  
史の事  
史の事  
史の事  
史の事  
史の事  
史の事  
史の事



一  
多病万友を他幸と為るは其の初穂は昔の旧座に  
惟我の事と云はれり其の意は其の意なり  
を以て其の意を以て其の意を以て其の意を以て  
其の意を以て其の意を以て其の意を以て其の意を以て

其の意を以て其の意を以て其の意を以て其の意を以て

一  
多病万友を他幸と為るは其の初穂は昔の旧座に  
惟我の事と云はれり其の意は其の意なり  
を以て其の意を以て其の意を以て其の意を以て其の意を以て  
其の意を以て其の意を以て其の意を以て其の意を以て  
其の意を以て其の意を以て其の意を以て其の意を以て  
其の意を以て其の意を以て其の意を以て其の意を以て

下札  
書物に道

一  
多病万友を他幸と為るは其の初穂は昔の旧座に  
惟我の事と云はれり其の意は其の意なり  
を以て其の意を以て其の意を以て其の意を以て其の意を以て  
其の意を以て其の意を以て其の意を以て其の意を以て  
其の意を以て其の意を以て其の意を以て其の意を以て  
其の意を以て其の意を以て其の意を以て其の意を以て

下札  
書物に道

一  
多病万友を他幸と為るは其の初穂は昔の旧座に  
惟我の事と云はれり其の意は其の意なり  
を以て其の意を以て其の意を以て其の意を以て其の意を以て  
其の意を以て其の意を以て其の意を以て其の意を以て  
其の意を以て其の意を以て其の意を以て其の意を以て  
其の意を以て其の意を以て其の意を以て其の意を以て

一  
其の  
書物通なる

一  
其の  
書物通なる  
其の  
書物通なる  
其の  
書物通なる  
其の  
書物通なる

一  
其の  
書物通なる

一  
其の  
書物通なる  
其の  
書物通なる  
其の  
書物通なる

一  
其の  
書物通なる  
其の  
書物通なる  
其の  
書物通なる

一  
其の  
書物通なる

一  
其の  
書物通なる  
其の  
書物通なる  
其の  
書物通なる

一  
其の  
書物通なる  
其の  
書物通なる  
其の  
書物通なる

一  
其の  
書物通なる  
其の  
書物通なる  
其の  
書物通なる

一  
其の  
書物通なる  
其の  
書物通なる  
其の  
書物通なる

一  
其の  
書物通なる  
其の  
書物通なる  
其の  
書物通なる  
其の  
書物通なる



五十年... 和...

石...

五十年...

...

...

...

...

一 子死...

...

...

事申上具力申由不所降之給抄給しとの奉  
り給てはたし給ふ所なり

享和二年十月 平田右衛門

此所領年々申  
事方角力具りて申由申上具力申由  
給てはたし給ふ所なり

るを

此所領年々申  
事方角力具りて申由申上具力申由  
給てはたし給ふ所なり

此所領年々申  
事方角力具りて申由申上具力申由  
給てはたし給ふ所なり

村の海にちかき新倉本海に似たり新倉  
新倉の海に似たり新倉本海に似たり  
新倉の海に似たり新倉本海に似たり  
新倉の海に似たり新倉本海に似たり  
新倉の海に似たり新倉本海に似たり

新倉の海に似たり新倉本海に似たり  
新倉の海に似たり新倉本海に似たり  
新倉の海に似たり新倉本海に似たり  
新倉の海に似たり新倉本海に似たり  
新倉の海に似たり新倉本海に似たり

新倉の海に似たり新倉本海に似たり  
新倉の海に似たり新倉本海に似たり  
新倉の海に似たり新倉本海に似たり  
新倉の海に似たり新倉本海に似たり  
新倉の海に似たり新倉本海に似たり

石成

新倉の海に似たり新倉本海に似たり

新倉の海に似たり新倉本海に似たり  
新倉の海に似たり新倉本海に似たり  
新倉の海に似たり新倉本海に似たり  
新倉の海に似たり新倉本海に似たり  
新倉の海に似たり新倉本海に似たり

新倉の海に似たり新倉本海に似たり  
新倉の海に似たり新倉本海に似たり  
新倉の海に似たり新倉本海に似たり  
新倉の海に似たり新倉本海に似たり  
新倉の海に似たり新倉本海に似たり

方角のつとにけり邊洋舟の座、他はあつたあつた  
村に居るは、是れをいふ也

まじり、いふは、

何れは、舟のつとにけり邊洋舟の座、他はあつたあつた  
村に居るは、是れをいふ也

於洋舟のつとにけり

也

都立の事、海は、舟のつとにけり邊洋舟の座、他はあつたあつた  
村に居るは、是れをいふ也

一、立派な、舟のつとにけり邊洋舟の座、他はあつたあつた  
村に居るは、是れをいふ也

舟のつとにけり邊洋舟の座、他はあつたあつた  
村に居るは、是れをいふ也

舟のつとにけり邊洋舟の座、他はあつたあつた  
村に居るは、是れをいふ也

はやく本をばあつて

書初て死後語りてとて其旨を教へて人共もて其旨を以て其旨を  
おぼしむる書初を又て其旨を以て教へて人共もて其旨を以て  
おぼしむる書初を又て其旨を以て教へて人共もて其旨を以て

一 夫死す者立死す内とて他は科死所とて其旨を

科死す内とて其旨を  
是は科死所とて其旨を以て教へて人共もて其旨を以て  
おぼしむる書初を又て其旨を以て教へて人共もて其旨を以て

書初とて其旨を以て教へて人共もて其旨を以て

一 夫死す者立死す内とて他は科死所とて其旨を

科死す内とて其旨を  
是は科死所とて其旨を以て教へて人共もて其旨を以て  
おぼしむる書初を又て其旨を以て教へて人共もて其旨を以て

一 夫死す者立死す内とて他は科死所とて其旨を

科死す内とて其旨を  
是は科死所とて其旨を以て教へて人共もて其旨を以て  
おぼしむる書初を又て其旨を以て教へて人共もて其旨を以て



一 在死存内之他自并新臨いもの大書等々は揚村新抄本素  
方より得るべき所なりとのことなきにせむ

是等書等行のて裁合するに於て其の所内は其の所  
以事なり方ありて其の事其の事なり所なり  
中より其の事なり其の事なり

書而何し旅支記存内指合今今も其の事なり其の事  
なり其の事なり其の事なり其の事なり其の事なり  
なり其の事なり其の事なり其の事なり其の事なり

一 旅人海抄本

是等書等行のて裁合するに於て其の所内は其の所  
以事なり方ありて其の事其の事なり所なり  
中より其の事なり其の事なり其の事なり其の事なり

是等書等行のて裁合するに於て其の所内は其の所  
以事なり方ありて其の事其の事なり所なり  
中より其の事なり其の事なり其の事なり其の事なり

一 在死存内之他自并新臨いもの大書等々は揚村新抄本素

方より得るべき所なりとのことなきにせむ  
是等書等行のて裁合するに於て其の所内は其の所  
以事なり方ありて其の事其の事なり所なり  
中より其の事なり其の事なり其の事なり其の事なり

是等書等行のて裁合するに於て其の所内は其の所  
以事なり方ありて其の事其の事なり所なり  
中より其の事なり其の事なり其の事なり其の事なり

一 在死存内之他自并新臨いもの大書等々は揚村新抄本素

方より得るべき所なりとのことなきにせむ  
是等書等行のて裁合するに於て其の所内は其の所  
以事なり方ありて其の事其の事なり所なり  
中より其の事なり其の事なり其の事なり其の事なり

孫の少子其母中より孫を方地以下に授けし事  
は亦其母を中より孫を方地以下に授けし事

一 地中科新陳古新内村合考一 古新人少味一 事

是より新陳内より授けし事代新人少味合考古新人少味合考  
は亦其母を中より孫を方地以下に授けし事  
中科新陳内より授けし事古新人少味合考古新人少味合考  
古新人少味合考古新人少味合考

は亦其母を中より孫を方地以下に授けし事

一 地境河倒り事

是より河倒り方を河倒り村より授けし事古新人少味合考古新人少味合考  
古新人少味合考古新人少味合考

書也地境河倒り事古新人少味合考古新人少味合考

古新人少味合考古新人少味合考古新人少味合考古新人少味合考

一 古新内人別所より社修換上事

是より古新内人別所より社修換上事古新内人別所より社修換上事  
古新内人別所より社修換上事古新内人別所より社修換上事

書也古新内人別所より社修換上事古新内人別所より社修換上事  
古新内人別所より社修換上事古新内人別所より社修換上事

一 律多事

是より律多事律多事律多事律多事律多事律多事律多事律多事律多事律多事  
律多事律多事律多事律多事律多事律多事律多事律多事律多事律多事

よめり何也為るやうなり

書物種多由入下位より上りぬるものなり

一 年人の親類好まず年々其年人より居るものなり

一 その名親人其業其志其心其徳は皆止むべき事  
仕るに得る人係るものありてその由退きするものあり  
是れを拙法に云ふ之を拙法とて人曰く拙法事なり

一 他法科類かたがたの類なり人々其係るものなり

一 その上白りたるものなり其係るものなり  
其好遠くもの加るものなり其好近きものなり  
其好中なるものなり  
其好少なるものなり  
其好多なるものなり

一 所拂場所ところは至る所なり其法種なり

一 その所を拂らるる所なり其法種なり  
其好遠くもの加るものなり其好近きものなり  
其好中なるものなり  
其好少なるものなり  
其好多なるものなり

一 書物所拂らるる所其科類なり其法種なり  
其好遠くもの加るものなり其好近きものなり  
其好中なるものなり  
其好少なるものなり  
其好多なるものなり

一 其法種内法種と云ふ法種其法種なり其法種なり  
其好遠くもの加るものなり其好近きものなり  
其好中なるものなり  
其好少なるものなり  
其好多なるものなり

は隆成

書局に在りて内法道とほりての他は其の所  
は其の法も不ふりて人の出化を能くし  
方々をさしけりて其の法も不ふりて人の出化を能くし

一 書局に在りて内法道とほりての他は其の所

は隆成  
書局に在りて内法道とほりての他は其の所  
は其の法も不ふりて人の出化を能くし

は隆成

書局に在りて内法道とほりての他は其の所  
は其の法も不ふりて人の出化を能くし

一 書局に在りて内法道とほりての他は其の所

は隆成  
書局に在りて内法道とほりての他は其の所  
は其の法も不ふりて人の出化を能くし

書局に在りて内法道とほりての他は其の所  
は其の法も不ふりて人の出化を能くし

一 書局に在りて内法道とほりての他は其の所

は隆成  
書局に在りて内法道とほりての他は其の所  
は其の法も不ふりて人の出化を能くし

書局に在りて内法道とほりての他は其の所

一 書局に在りて内法道とほりての他は其の所

は隆成  
書局に在りて内法道とほりての他は其の所  
は其の法も不ふりて人の出化を能くし



みち相国は松浦北の山開き候はり候なり  
されども松浦北の山開き候はり候なり  
松浦北の山開き候はり候なり  
松浦北の山開き候はり候なり  
松浦北の山開き候はり候なり  
松浦北の山開き候はり候なり  
松浦北の山開き候はり候なり  
松浦北の山開き候はり候なり  
松浦北の山開き候はり候なり  
松浦北の山開き候はり候なり

享和元年正月十二日

御署名

松浦北の山開き候はり候なり

享和元年正月十二日

御署名

Handwritten text, possibly a signature or date, located in the upper left corner of the right page.

Handwritten text, possibly a list or notes, located in the middle of the right page.

Handwritten text, possibly a list or notes, located in the lower middle of the right page.

Handwritten text, possibly a list or notes, located in the lower right of the right page.

以下全て

白紙



平家文庫

